

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所 在 地	市区町村名	病院の名称	所 在 地
(略)			(略)		
魚沼市	国民健康保険魚沼市立堀之内病院	魚沼市堀之内4315	魚沼市	国民健康保険魚沼市立堀之内病院	魚沼市堀之内4315
	ほんだ病院	魚沼市原虫野433-3		<u>県立小出病院</u>	<u>魚沼市日渡新田34</u>
	(略)	(略)		ほんだ病院	魚沼市原虫野433-3
				(略)	(略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所 在 地	市区町村名	老人ホームの名称	所 在 地
(略)			(略)		
上越市	(略) 特別養護老人ホーム ほほ笑よしかわの里	(略) 上越市吉川区原之町1819番地1	上越市	(略) 特別養護老人ホーム ほほ笑よしかわの里	(略) 上越市吉川区原之町1819番地1
	<u>特別養護老人ホーム みねの園</u>	<u>上越市清里区岡野町1618番地</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。